

4 川監公第 1 1 号
令和 4 年 1 1 月 4 日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和 4 年 9 月 7 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 植 村 京 子

(別紙)

4川監第583号
令和4年11月4日

かわさき市民オンブズマン
代表幹事 川 口 洋 一 様
同 渡 辺 登代美 様

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 植 村 京 子

川崎市職員措置請求について（通知）

令和2年5月29日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 監査委員の除斥

本件措置請求において、浅野文直監査委員及び山田晴彦監査委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

第2 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1（事実証明書は添付省略）のとおり、市が大島明議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和4年9月7日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年10月4日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和4年10月4日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に係る考え方」（添付省略）の提出があった。関係職員の陳述の際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

3 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づく関係人調査等は、大島明議員から令和4年9月30日付けで「意見書」の提出があり、当該書面により、本件措置請求に係る事実関係を確認した。

4 監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第4 監査の結果

1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) 政務活動費について

ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。

(ア) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。

こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(イ) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(ウ) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の

「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によつて支出することは不適當であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものとする。

(イ) 執行にあつての原則

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して、会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等

4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ 交付等の事務手続の流れ

(ア) 交付申請手続（条例第5条第1項）

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

(イ) 交付決定（条例第5条第2項）

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

(ウ) 支出請求（規則第3条、第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月10日に交付される。

(エ) 政務活動費の活用、整理・調製（条例第9条、指針）

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければなら

ない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

(オ) 収支報告書等の提出（条例第11条、指針）

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、政務活動記録票（写し）等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

(カ) 剰余金の返還（条例第12条、規則第11条）

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(キ) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）

議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報のマスキングを行う。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第15条、規則第14条）

議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(ケ) 関係帳簿の保管（規則第9条、指針）

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。

(2) 大島明議員（以下「大島議員」という。）による支出について

請求人が対象としている令和3年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。

広報・広聴費として、株式会社北斗（以下「A社」という。）に対し、令和3年5月12日付け、同年8月2日付け、同年11月30日付け、令和4年2月15日付けで合計3,201,000円を支出した（以下「本件支出」という。）。

2 監査委員の判断

(1) 政務活動費の性格について

法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第2条では、「会派（所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。）及び議員

は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

政務調査費に関しては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」(最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決)とされ、その執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」(最高裁第一小法廷平成21年12月17日判決)とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、用途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2) 本件支出の違法性について

請求人は、本件支出について、支出先であるA社は、現地において目立った看板などもなく、特別の理由がなければ選定しないような業者であり、また契約金額も高額であるとの疑義があることから、当該支出には業者選定の経緯と金額に不当性がある旨主張している。

以下、本件支出が違法若しくは不当といえるかについて検討する。

ア 調査結果

関係人の提出資料によって判明した事実は以下のとおりである。

A社は、広告代理業、看板製作、印刷業等を法人の目的としており、所在場所に印刷業であることを示す看板等はないが、インターネット上のサイトにおいて宣伝・広告業を営んでいる会社として登載されている。

本件支出に係る契約金額は、原稿制作費として、レイアウト・フィニッシュ、コピーライト、修整、入稿データ作成に係る費用のほか、印刷費として、製版・簡易校正、刷版、印刷、断裁、折り加工、用紙、納品に係る費用が支出されている(大島議員提出資料5-2、6-2、7-2、8-2)。

なお、本件支出の対象となった成果物は、「自由民主3月議会号(令和3年4月20日発行)」、「自由民主6月議会号(令和3年7月27日発行)」、「自由民主9月議会号(令和3年11月16日発行)」、「自由民主12月議会号(令和4年2月8日発行)」で、A3判が現物として提出されている(大島議員提出資料5-4、6-4、7-4、8-4)。

A社の営業方針として、得意顧客とその紹介先の仕事のみを対象に事業を展開しており、自社の広告は積極的には行っていないが、大島議員は、A社に仕事を

依頼していた他の議員の紹介によって、北斗の社長と話をする機会があり、誠実で真面目な人柄に信頼できるとの印象を持ち、仕事を依頼し、その対応のよさや仕事の質の高さから、継続して広報物の制作を依頼しているとのことであった。

イ 判断

本件支出について、印刷物を発注した際の見積書には見積内容、単価等が詳しく記載されているほか、本件支出の対象となった成果物はいずれも現物として提出されており、A社が受注している作業内容、作業範囲等に鑑みれば、本件支出が不当に高額であるとはいえない。その他、本件支出が不適切であると認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出が違法若しくは不当であるとの請求人の上記主張は理由がない。

(3) 結論

以上のとおり、本件支出について違法若しくは不当と認めることはできないから、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

会派及び議員においては、引き続き政務活動費が公金であることを意識し、用途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等を望むものである。

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 殿

2022年9月7日

請求人

住所 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル7階

川崎合同法律事務所内

電話 044-211-0121

FAX 044-211-0123

氏名 かわさき市民オンブズマン

代表幹事 川口 洋一

同 渡辺 登代美

第1 請求の趣旨

大島明に対し、政務活動費3,201,000円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第2 請求の原因

1 対象となる財務会計行為

大島明は、令和3年度、広報・広聴費として、株式会社北斗に対し、2021（令和3）年5月12日、同年8月2日、同年11月30日、2022（令和4）年2月15日に合計3,201,000円を政務活動費から支出した（以下「本件支出」という。資料1の1～資料1の8）

2 財務会計行為の違法性

(1) 序論

政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的とする、地方自治法第100条14項に基づき制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派及び議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。政務活動費については「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」（第147回通常国会での衆議院地方行政委員長の提案説明）とされており、「議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなけれ

ばならない。」(川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第2条抜粋)とされている。したがって、政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められる。

(2) 大島明に対するもの

大島明は、令和3年度、広報・広聴費として、株式会社北斗に対し、2021(令和3)年5月12日、同年8月2日、同年11月30日、2022(令和4)年2月15日付で合計3,201,000円の政務活動費を支出している。

政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められ、「政務活動費の運用指針」(川崎市議会平成26年12月18日改定)182頁でも「作成業務の委託は、委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結」することが求められている。

したがって、委託先業者の選定に疑義があり、または委託内容が社会常識的に高額であるなどといった場合は、政務活動費としての支出は適当でなく認められない。

大島明議員が印刷等を委託した株式会社北斗は、法人の存在は確認できたものの業務についての広告などは見つけることができず、現地において目立った看板等もなく、郵便受けに社名の表示が認められるだけで(資料2の1、資料2の2)、印刷会社として現認、発見するのは困難な業者であった。

したがって、特別の理由がなければ通常は選定しないような業者であり、委託先業者選定の透明性に疑義が感じられる。

さらに、本件支出に関する見積書、契約書、成果物等が公開されていないため、その作業内容が不明で、支出の詳細を確認することができず、非常に高額である疑義がある。

以上の点を総合的に考慮すると、大島明議員の市政報告紙作成についての本件支出は、業者の選定の経緯、金額に不当性があり、政務活動費として求められる透明性・適正性に反するため、その支出は認められない。

3 川崎市長の怠る事実について

川崎市長は地方自治法第148条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法第149条5号では会計を監督し、同6号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。

また、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」第5条は市長の交付決定権を定めるとともに、第13条は市長に対し、「会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定め違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消し」と市長の潜在的調査権につき定め、さらに第14条では交付の決定を取り消したときの返還命令権について定めている。

したがって、市長はその提出された収支報告書が適正であるかどうかについて調査し、問題があれば決定を取り消し、返還命令権を行使する責務を有する。しかし、川崎市長により本件支出について、政務活動費の支出が適正か調査された形跡はない。川崎市長は、政務活動費の支出を適正にする義務を怠り多額の違法支出の存在を放置しており、財産管理を怠る事実の存在は明らかである。

4 請求者

請求者「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市や市議会の行政運営に対し、自覚的な市民意識を大切にし、住民自治を発展させ、公正で活力ある社会の実現をめざし1997年に結成された市民団体であり、川崎市の行財政運営に対するチェック機能の問題点と今後のあり方について、行政監査、議会等につき市民的チェックの視点から調査、研究し、積極的な提言を行い、川崎市内各地域に行政監視のネットワークを広めることを主な活動内容とする団体である。

5 地方自治法第242条第1項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な措置を請求する。

以上

添 付 資 料

資料1の1ないし資料1の8 大島明議員の広報・広聴費にかかる支出伝票、領収証
資料2の1及び資料2の2 株式会社北斗の外観写真

請求人の陳述（要旨）

これは大島明議員の令和3年度広報・広聴費において、株式会社北斗に対して2021年5月12日から2022年2月15日までに合計3,201,000円を政務活動費から支出したのについて住民監査請求を行うものである。

政務活動費の使用については、強い透明性と適正さが求められる。住民監査請求の請求書にも示しているとおり、政務活動費の運用指針においても、広報費・広聴費について、作成業務の委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結することが求められているという旨の記載がある。

そこで、措置請求書において記載して主張したほか、今回、大島明議員が広報費・広聴費を支出した株式会社北斗という会社は、自社のホームページ等はなく、具体的な内容など不明であるし、法人としても実体も不明である。したがって、措置請求書に書いた内容に加えて、印刷会社として現認、発見するということは困難な業者であるということを行わざるを得ない。

また、措置請求書に添付した資料1の1から1の8の支出伝票とその領収書であるが、使途内容事業名は市政報告紙の作成費とされており、それぞれの備考欄にも令和3年第1回から第4回の定例会の議会報告と記載されているものの、その市政報告紙の作成に関して株式会社北斗に委託したことについて、契約書だとか、その他の資料は公開されていない。我々が2022年8月25日にこの支出伝票等の資料を閲覧したが、ここでは公開されていない。市政報告紙の作成の費用の業務委託について、委託先の選定理由や委託内容は明らかとなっていないことから、作成業務の委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結するという政務活動費の運用指針が遵守されているとはとても言えないというべきものである。

また、資料の中にある支出伝票の備考欄には、※の後に、経費の内訳（単価等）・按分率（按分による支出の場合）等を記入するという旨の記載がされているものの、今回の大島明議員の広報費・広聴費支出に関しては、株式会社北斗に委託した業務の委託についての見積書等の資料は公開されていない。株式会社北斗が受託している作業の内容や作業の範囲、印刷物の部数や印刷物の枚数、部数・枚数当たりの印刷代単価というものは不明であって、これら作業内容、作業の範囲、印刷代金の金額といった詳細を確認することはできないため、この支出は不当に高額であると言わざるを得ない。通常、印刷代とかは、コンビニエンスストアのコピー代でも10円、ないしカラーでももう少しかかるものの、この合計金額の3,201,000円となるほどの支出金額は明らかに高額なものと言わざるを得ない。

また、政務活動費の運用指針の18ページにおいては、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合、その紙面の面積に応じて適切に按分し、その限度で支出可能ということ

が記載されているが、大島明議員の支出伝票の備考欄には、按分率は記載されていない。また、本件支出に関する成果物というものは公開されていないため、政務活動と無関係な内容等が含まれているのか否か、紙面の面積に応じて適切に按分がされているか否かといったことを確認することができないという状態である。

さらに、同じく政務活動費の運用指針の18ページによれば、会派の広報紙及び議員個人の広報紙については、政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能ということが記載されているものの、今回の大島明議員の広報費・広聴費に関する支出に関しては成果物が公開されておらず、上記市政報告紙、令和3年第1回から第4回の定例会議会報告というものが会派の広報紙なのか、議員個人の広報紙なのかといったことについても、それらの内容等について確認することができないことになる。

加えて、今まで同様の住民監査請求がされて、実施された監査の結果と考えられるものとして、2021年12月27日付の川崎市職員措置請求について（通知）、3川監第764号がインターネット上の川崎市の監査のページに掲載されているが、その検査結果のうち、監査委員の意見として、政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められているということと、会派及び議員においては、引き続き政務活動費が公金であるということ意識し、用途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たす、それができるように、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等を望むものであることと述べられている。

しかし、先ほども述べたように、今回の広報費・広聴費に関する支出について、市政報告紙の作成費の業務委託について、委託先の選定理由や委託内容は明らかとなっておらず、また、株式会社北斗が受託している作業の内容や作業の範囲、印刷物の部数、枚数、印刷の部数・枚数当たりの印刷代単価等も不明であって、作業内容や作業範囲、印刷代金額等の詳細も確認することはできず、支出伝票の備考欄には按分率も記載されていない。本件支出に関する成果物等も公開されていないので、政務活動と無関係な内容が含まれているか、そうでないのか、紙面の面積に応じて適切に按分されているのかいないのかといったことも確認できないという状態である。

さらに、本件支出に関して成果物が公開されておらず、市政報告紙が会派の広報紙や議員個人の広報紙なのか、それらの内容について確認もできないということになっている。

さらに、2021年10月22日付の川崎市職員措置請求について（通知）、3川監第597号も市の監査のホームページに掲載されているが、監査委員から、印刷物の作成に当たっては、見積書の徴取、発注、履行、履行確認、請求、支払、領収書の発行という流れが一般的な商慣行となっていること、こうした流れに沿って進めることが透明性の確保や市民への説明責任につながっていくものと考えするという意見が述べられているにもかかわらず

ならず、今回の支出伝票や領収書等の公開された資料を見ると、その監査委員からの意見を踏まえた説明がなされているとは考えられない。したがって、従前から監査委員から述べられた政務活動費の用途について、市民に説明責任を負うということを認識して、適正に使用することが求められているとか、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等を望むものであることなどといった意見を踏まえた対応、資料の公開がなされているとは言えないということが考えられる。

以上から、大島明議員の市政報告紙作成についての本件支出は、業者の選定経緯、金額等に不当性がある、政務活動費として求められる透明性や適正性に反するため、その支出は認められないと考えられる。

続いて、補足して説明するが、公開されているのは支出伝票と、領収書もしくは振込記録のみであって、成果物というのは全然公開されていないわけであり、大島議員の印刷物に関しても、どのような広報が作成されているのかはホームページにも掲載されておらず全然分からないため、ほかの議員との単価を比較して、この単価は少し高額過ぎるのではないかといった内容の監査請求しかできない。

同様の案件で、平成30年度に印刷物の単価が高過ぎるのではないかと監査請求した件については、今、住民訴訟を行っているものの、裁判長が、ほかの議員の広報と単価が高過ぎるのではないかと指摘した議員の広報とを比較して、どういう理由でこのような単価になっているのか、素人目では分からないというような釈明をしているところでもある。したがって、監査委員におかれては、広報・広聴費を支出した、印刷物がある、だからいいねというだけではなく、例えばほかの議員の広報との比較などして、なぜここだけ単価が非常に高くなっているのか、私たちの計算だと10倍以上の単価ということになっているため、そういうところまでしっかり監査をして、支出に見合った成果が出ているのかどうかという観点から、ぜひ審議していただきたい。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめている。

関係職員の陳述（要旨）

初めに、1、政務活動費の概要について、

政務調査費は、平成12年5月の地方自治法（以下「法」という。）の改正により制度化され、平成13年4月から施行されることとなった。これは、地方議会の果たす役割がますます増大するという流れの中で、地方議会の活性化を図るため、会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図ることとされたものである。その後、平成24年に、従来調査研究活動として認められていなかった対外的な陳情活動などのための旅費や交通費、会議に要する経費などにも使途が拡大できるようになり、名称も政務活動費と変更された。

川崎市議会では、平成13年4月1日に「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」を施行して以来、数回改正を行っており、令和2年6月30日からは、政務活動費に係る収支報告書の市議会ホームページでの公開を開始している。

政務活動費の交付の対象、額、交付の方法、具体的に充てることができる経費の範囲については、法により条例で定めることになっている。本市では、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」（以下「条例」という。）、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）を制定し、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。

この政務活動費の制度は、会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、政務活動費が公金であることから、その使途について透明性の確保や市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

次に、2の政務活動費の性格について、

法第100条第14項は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」と規定している。

実際の会派や議員が行う調査研究その他の活動の内容を考えると、議会が、長その他執行機関を監視する責務を負っていることから、おのずと執行機関に対する批判や監視という性格となるものである。このことについて、平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷判決では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防

止しようとするところにある」とし、政務調査費条例は、「政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って、その用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」と判示している。

また、平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷判決での、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」との判示を踏まえると、政務活動費は、法の規定に基づく条例、規則における用途基準の範囲内で使わなければならないことは当然として、政務活動費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量に委ねるといのが法及び条例の趣旨であると考えられる。

一方、政務活動費については、法第100条第16項で、議長が用途の透明性の確保に努めることが規定されているとともに、平成26年10月29日最高裁判所第二小法廷判決では、「政務調査費によって費用を支弁して行う調査研究活動の自由をある程度犠牲にしても、政務調査費の用途の透明性の確保を優先させるという政策判断がされた結果と見るべきものである」として、用途の透明性の確保が議員の調査研究活動の自由より優先されることが判示されており、会派及び議員は、政務活動費の用途について、市民への説明責任を適切に果たし、用途の透明性を確保する必要があるものと言える。

次に、3、本市の条例、規則の内容について、

初めに、(1) 交付対象及び額について、交付対象は、会派又は会派と会派所属議員(交付対象議員)の選択制とし、交付月額、会派を選択した場合は、議員1人当たり45万円、会派と会派所属議員を選択した場合は、会派分が所属議員1人当たり5万円、議員分が40万円としている。

次に、(2) 会派及び議員の責務について、条例第2条では、「会派(所属議員が1人である場合も含む。)及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」と規定している。

次に、(3) 支出の基準について、政務活動費の用途については、条例第10条において、政務活動(調査研究、研修、広報、市民相談を含む広聴、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。)に資するため必要な経費に対して交付することとされており、具体的には政務活動費で支出できる経費を別表にて掲示し、調査研究費から事務所費までの9項目を定めている。

次に、(4) 収支報告書等の提出と閲覧について、条例第11条では、前年度の交付に係る収支報告書を作成し、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを添えて、毎年4月30日までに議長に提出しなければならないとしている。また、条例第15

条では、「収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない」とし、規則第14条では、「収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において行うものとする」としている。

次に、(5) 交付の決定の取消しと返還命令について、交付の決定の取消しについては、条例第13条で、「市長は、政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定め違反したものであると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し」、条例第14条では、「既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする」としている。

次に、4、本市の運用指針の内容について、

本市の政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）は、平成19年度の5万円以上の領収書の添付を義務づける本市条例の改正に併せて策定されて以降、数回の改正を経て、平成26年度から現在の指針を適用している。

指針は、市長が定めたものではなく、本市議会の全会派から選ばれた議員及び無所属議員から成る政務調査費検討プロジェクトにおいて、会派・議員の政務調査費の支出に係る判断をする際の拠り所とするため、当時の他都市の運用指針や裁判例等を参考にしながら議論し作成したもので、今日まで全会派、全議員は、この指針を踏まえて政務活動費の具体的な支出について判断している。

なお、会派及び議員の調査研究活動及びその方法は多岐にわたるため、指針は全ての事例が網羅できているものではないことから、会派及び議員は、条例・規則の趣旨に沿って、裁判例等をも参考にしながら、個々の具体的な支出の適合性について総合的に判断していく必要がある。

次に、(1) 指針の特徴について、指針では、領収書等を的確かつ分かりやすく整理し保存するため、全ての支出に対して、経費区分、支出年月日、支出先、使途内容等を記入する「支出伝票」を提出することにしており、そのほかに「支出伝票一覧表」、さらに支出の透明性を高めるために、支出伝票の記載だけでは支出内容が明確にならない場合には、「政務活動記録票」を作成するなど、収支報告書の提出に当たっては多くの書類の提出が必要であり、結果として、会派及び議員の提出作業と議会局の点検・確認作業がともに膨大なものになってしまうものの、より透明性が図られているものと考えている。

次に、(2) 政務活動費の運用の基本的指針について、

ア、政務活動について、普通地方公共団体の議会は、条例の制定・改廃等様々な議決権を有し、さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題等広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の

活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付している。

イ、実費弁償の原則として、政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則としている。

ウ、按分による支出として、会派及び議員による「調査研究その他の活動（政務活動）」と、それ以外の政党活動、選挙活動、後援会活動などが渾然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって支出することは不相当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出している。

エ、執行に当たっての原則として、政務活動費の用途については、指針によるほか、会派又は議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び議員の責任において適正な執行に努めることとされている。また、政務活動費が公金であることから、用途内容等についての透明性の確保が求められているため、会派又は議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票などにおける説明の充実に努めることとされている。

次に、5、政務活動費の支出範囲と支出できない経費について、

指針では、条例第10条別表の以下に示す9種類の経費区分ごとに支出の考えを記載しており、また、政務活動費を充てることができない支出不可の経費も記載している。以下、今回の住民監査請求に関する経費区分以外は説明を省略させていただく。

(1) 調査研究費は、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費、(2) 研修費は省略し、(3) 広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動もしくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取もしくは市民相談を行うのに要する経費、(4) 要請・陳情活動費、(5) 会議費、(6) 資料費、(7) 人件費、(8) 事務費は省略し、(9) 事務所費、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に関する経費である。

(10) 支出不可としている経費について、アとしてせん別、慶弔、寸志、病気見舞い、年賀状の購入及び印刷代金等の交際費的な経費、イとして党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費、ウとして会議、会合等の開催に伴う茶菓代以外の飲食に係る経費、エとして選挙活動に係る経費、オとして後援会活動に係る経費、カとして私人としての活動に係る経費としている。

次に、6、政務活動費の事務の流れについて、

(1) は会派の代表者及び交付対象議員からの交付申請について、(2) は市長による交付決定について、(3) は会派の代表者及び交付対象議員からの支出請求について、(4) は会派及び交付対象議員による政務活動費の経理の的確な処理及び整理・調製について、(5) は収支報告書等について、(6) は剰余金の返還についてであり、政務活動費に剩

余金が生じた場合、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行うこと、(7)は次の項目で御説明させていただくが、(8)は収支報告書等の閲覧についての内容となっている。

次に、7、議会局による点検・確認作業、閲覧準備について、議会局が点検・確認作業を行うに当たって、会派及び交付対象議員の政務活動の実績について、提出された収支報告書や領収書、政務活動記録票等から確認するものの、政務活動費の性格や本市の指針の策定経過から、その政務活動の内容自体を議会局が確認するものではない。このため、議会局では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書その他支出を証明する書類を閲覧に供するに当たり、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、按分率等の書類の記載内容（充当金額・数字の転記・合計額等の誤り、費用弁償との重複など）の経理内容、押印漏れ、添付書類の不備等形式的要件の点検・確認を行っている。また、支出を証明する書類の提出に当たっては、市政の調査研究活動との関連性を明確に位置づけるために、会派及び議員が政務活動記録票等をはじめとして、帳票上で自ら分かりやすく説明を行うよう促すとともに、多岐にわたる市政の調査研究活動が「調査研究に資するために必要な経費」であるかについては、条例、指針、裁判例等を参考にしながら、会派及び交付対象議員が自ら適正な判断を行っていただけるようサポートを行っている。

次に、(1) 四半期ごとの整理、(2) 収支報告書等の提出は説明を割愛し、(3) 5月から6月にかけての議会局による点検・確認作業、閲覧準備として、ア、4月30日までの収支報告書等の提出後、議会局では書類の点検・確認作業を6月30日の閲覧開始に間に合うよう行う。なお、この点検・確認作業において、広報紙に関する支出があった場合には、会派や交付対象議員から広報紙の原本を提供してもらい、政務活動と明らかに関連しないものがある場合には、按分率を確認し、確認後、広報紙の原本は会派や交付対象議員に返却している。また、事務所費については、政務活動事務所としての使用を議員本人に確認の上、議長宛てに提出される政務活動事務所台帳や賃貸借契約書の写しをもって事務所の使用を確認している。

令和3年度交付分では、市議会全体で6,500件強の支出があり、その一件一件について、ミスを防ぐため複数人によるダブルチェックにより内容の点検・確認を行っている。

イ、議会局による点検・確認作業が終了したら、本市の情報公開条例第8条に規定する不開示情報をマスキングするが、6,500件強の支出の一件一件について、ミスを防ぐために複数人によるダブルチェックによる作業を行っている。

次に、(4) 収支報告書等の閲覧について、6月30日からの一般の閲覧に供し、令和3年度交付分では6,500件強という膨大な件数の支出について、僅か2か月という時間的な制約がある中で、議会局では、書類の点検・確認作業、閲覧に係る個人情報のマス

キング作業、閲覧書類のコピーを行った上で、簿冊に整理し、収支報告書及び領収書等を公開している。

続いて、8、職員措置請求書の内容について、

(1) 大島明議員に対する職員措置請求書について、ア、請求人が提出した職員措置請求書は、当該議員の広報・広聴費における広報紙に関する内容であるが、運用指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとなっており、事務局による点検・確認作業では、当該議員から広報紙を提供してもらい、広報紙の内容を確認している。

イ、議会局では、当該議員から提出された支出伝票及び領収書を点検・確認したところ、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りのないこと、書類の記載・押印漏れや添付書類の不備といった形式的要件に不備のないことを確認している。また、個々の支出について、指針を踏まえた支出であることを当該議員から確認している。

※関係職員の陳述の要旨をまとめている。

政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 100 条

1～13 略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20 略

2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第 2 条 会派（所属議員が 1 人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第 3 条 政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により 50,000 円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

2 会派に対する政務活動費の月額額は、450,000 円又は 50,000 円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

3 交付対象議員に対する政務活動費の月額額は、400,000 円とする。

4 第 2 項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第 4 条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

2 前条第 2 項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

4 交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

(1) 議員の任期満了

(2) 議会の解散

(3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名

(4) 議員の所属会派からの脱会又は除名

(5) 会派の解散

(6) 議員の会派への加入

5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、

この限りでない。

(交付の申請及び決定)

第5条 会派の代表者(所属議員が1人である場合にあっては、当該議員をいう。以下同じ。)及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

(増額の申請及び決定)

第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

(減額等の決定及び通知)

第8条 市長は、第4条第4項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は第6条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第4条第4項第3号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号に該当したときは、同項第5号に該当するものとみなす。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第4条第4項第1号、第2号又は第5号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

(経理責任者の設置等)

第9条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動(調査研究、研修、広報、広聴(市民相談を含む。)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。)に資するため必要な経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

(収入及び支出の報告等)

第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添えて、提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

(剰余金の返還)

第12条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第 13 条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定め違反したものであると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

(政務活動費の返還命令)

第 14 条 市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第 15 条 議長は、第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）第 8 条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

3 第 1 項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

4 第 1 項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(準用)

第 16 条 第 11 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年 4 月 30 日までに」とあるのは「速やかに」と、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 略

別表（第 10 条関係）

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅

	に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 16 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（交付日）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第 1 条第 1 項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。

2 条例第 4 条第 6 項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。

（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第 1 号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第 1 号様式の 2）によるものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

（政務活動費交付申請事項変更届）

第 5 条 条例第 6 条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第 3 号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第 3 号様式の 2）によるものとする。

（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第 4 号様式）によるものとする。

2 条例第 7 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第 5 号様式）によるものとする。

（政務活動費減額等決定通知書）

第 7 条 条例第 8 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書（第 6 号様式）によ

るものとする。

(請求書の提出)

第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。）第82条の規定により請求書を提出しなければならない。

(支出の手續及び書類の保存期間)

第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。

2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類（以下「支出確認書類」という。）を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書（以下「支払証明書」という。）をもってこれに代えることができる。

3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務活動費収支報告書)

第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（会派用）（第7号様式）又は政務活動費収支報告書（交付対象議員用）（第7号様式の2）によるものとする。

(剰余金の返還)

第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

(交付の決定の取消通知)

第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

(返還命令)

第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。

2 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。

3 条例第15条第3項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

(準用)

第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者（所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 略